

2013年10月7日

受益者の皆様へ

「ING・トルコ株式ファンド」信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

アイエヌジー投信株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社設定ファンド「ING・トルコ株式ファンド」につきまして、ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第49条第1項)に定める10億口を下回っており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況にあります。加えて受益権口数の推移を検証しましたが、今後受益権口数の大幅な増加を期待することは難しく、引き続き一部解約が見込まれることから、弊社といたしましてはファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者様にとって有利であるとの判断をいたしました。ファンドの信託終了(繰上償還)につきましては法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

なお、書面による決議の結果、繰上償還が決定した場合、ファンドが主要投資対象とする「ING・トルコ株式マザーファンド」は、償還までの間、トルコ株式市場に連動することを目的としたポートフォリオを構築して運用いたします。具体的には、ファンドの信託報酬を年率1.155%(従来は年率1.89%)に引下げたうえで、トルコ株式市場に連動する株式先物取引やETF(上場投資信託)への投資を予定しております。

つきましては、本書面をお読みいただき、ファンドの信託終了(繰上償還)に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。なお、ファンドの信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合は、書面決議のお手続き(議決権行使書面のご返送)は不要です。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

## 1. ファンドの信託終了(繰上償還)を予定している投資信託の名称および理由

- ファンドの信託終了(繰上償還)を予定している投資信託の名称  
「ING・トルコ株式ファンド」
- ファンドの信託終了(繰上償還)理由  
上記ファンドの受益権口数が、信託約款に定める繰上償還に関する規定の10億口を下回っている状態が長期間継続しており、今後もファンドの受益権口数の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、受益者様のご意向を確認したうえで繰上償還を行うものです。

## 2. ファンドの信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きに関する日程

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| ① 受益者様の確定日      | 2013年10月7日(月)                    |
| ② 書面による議決権の行使期間 | 2013年10月15日(火)から2013年10月31日(木)まで |
| ③ 書面による決議の日     | 2013年11月5日(火)                    |
- <書面決議により信託終了(繰上償還)が決定した場合>
- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ④ 反対受益者様の買取請求期間 | 2013年11月8日(金)から2013年11月29日(金)まで |
| ⑤ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2014年1月31日(金)                   |

- (1) 書面による議決権の行使については、2013年10月7日(月)時点の受益者様を対象としております。
- (2) 対象の受益者様は、上記の書面による議決権の行使期間中に、アイエヌジー投信株式会社に対し、本書面に同封してお届けしております「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権を行使ください。
- (3) 本決議は、議決権を行使することができる受益者様の半数以上であって、当該受益者様の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、本決議において議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合、ファンドの信託終了(繰上償還)手続きを行いません。
- (4) 本決議が可決された場合、ファンドの信託終了(繰上償還)に反対された受益者様は、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。
- (5) ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合、ファンドは2014年1月31日(金)に信託を終了(繰上償還)いたします。ファンドの償還金は信託終了日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払日については販売会社により異なりますので販売会社にお問い合わせください。

### 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入の上、2013年10月31日(木)(必着)までに下記宛にご送付ください。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面をご返送いただかない場合)は、賛成いただいたものとさせていただきますので、ファンドの信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合は、書面決議のお手続き(議決権行使書面のご返送)はしていただかなくても結構です。

<宛先> 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 21 階  
アイエヌジー投信株式会社 プロダクト・マネジメント部

- ※ 同一の受益者様が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効といたしますのでご了承ください。
- ※ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものといたします。
- ※ ご記入いただいた情報は本書面決議以外の目的には利用いたしません。

### 4. 書面決議において反対票を投じた受益者様の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、ファンドの信託終了(繰上償還)に反対した受益者様は、以下の手続きにより、自己に帰属するING・トルコ株式ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。(反対票を投じられた受益者様が必ず買取請求をしなければなら  
ないわけではございません。買取請求をされるか否かは、反対票を投じた受益者様の任意です。)

<買取請求期間>

2013年11月8日(金)から2013年11月29日(金)まで

<買取請求手順>

- ① アイエヌジー投信株式会社から反対票を投じた受益者様に対し、「買取請求のご案内」を発送
- ② 受益者様による買取請求必要書類の記入
- ③ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類のお持ち込み、取扱販売会社から委託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 委託会社において、ファンドの信託終了(繰上償還)に対し反対票を投じた受益者様のご本人確認の上、委託会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

<買取請求先>

上記の買取請求は、ファンドの信託終了(繰上償還)に対し反対票を投じた受益者様が、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

<買取価額>

買取りの価額は、当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、上記⑤の日の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から0.5%の信託財産留保額を控除した価額)といたします。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料および買取計算書の郵送費用は買取りを請求された受益者様のご負担となり、買取代金から差し引かせていただきます。

<その他>

書面による議決権の行使期間中、買取請求受付期間中ともに、ファンドの信託終了(繰上償還)に賛成か反対かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通りご解約のお申込みを受付けいたします。ただし、上記の買取請求が行われた受益権につきましては、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

<ファンドの信託終了(繰上償還)に関する問い合わせ先>

アイエヌジー投信株式会社 プロダクト・マネジメント部  
電話番号:03-5210-0653(9:00~17:00 土、日、祝祭日除く)

以上

## 書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

「ING・トルコ株式ファンド」について、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第49条第1項)に定める10億口を下回っており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況にあります。弊社といたしましては、ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者にとって有利であるとの判断をいたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生じる日

2014年1月31日(金)

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

本書面決議において、議決権を行使することができる受益者様の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には本投資信託契約の解約は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

5. 直近に作成された財産状況開示資料

次ページ以降の書類をご覧ください。



損 益 計 算 書

ING・トルコ株式ファンド

(170011) 平成 25年 3月 8日から  
平成 25年 9月 9日まで  
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	0
配当株式	0
受取利息	1,078
有価証券売買等損益	-47,934,415
派生商品取引等損益	0
為替差損益	0
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	-47,933,337
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	86,119
委託者報酬	2,497,340
その他費用	14,286
費 用 合 計	2,597,745
当期純損失	50,531,082
解約に伴う当期純利益分配額	1,430,269
調整後当期純損失	51,961,351
期首剰余金	75,113,735
当期剰余金増加額	60,076,037
(一部解約に伴う剰余金増加額)	( - )
(追加信託に伴う剰余金増加額)	( 60,076,037)
当期剰余金減少額	71,561,789
(一部解約に伴う剰余金減少額)	( 71,561,789)
(追加信託に伴う剰余金減少額)	( - )
分配金	0
期末剰余金	11,666,632

追加型収益分配金計算書

072 アイエヌジー投資株式会社  
I.N.G.トルコ株式ファンド

(170011)

平成 25 年 9 月 9 日

計算内容	科目	配当等収益	有価証券 売買等損益	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰越欠損金	元本	合計
				有価証券 売却益相当額	その他の収益 調整金		配当等収益	有価証券 売買等利益			
1. 期末現在高		( 258.63)	( -3,087.33)	( 2,871.55)	( 711.53)	( -148.85)	( 0.00)	( 63.01)	( 0.00)	( 10,000.00)	( 10,668.54)
2. 経費按分額		( 4513406)	( -53877012)	( 50111493)	( 12416932)	( -2597745)	( 0)	( 1099558)	( 0)	( 174510150)	( 186176782)
3. 経費控除後の損益金額		( -2597745)	( 0)	( 0)	( 0)	( 2597745)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
4. 繰越欠損金要補てん額		( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
5. 損失補てん後の損益金額		( 1915661)	( -53877012)	( 50111493)	( 12416932)	( 0)	( 0)	( 1099558)	( 0)	( 174510150)	( 186176782)
6. 収益分配可能額		( 109.77)	( 0.00)	( 0.00)	( 711.53)	( 0.00)	( 0.00)	( 63.00)	( 0.00)	( 0.00)	( 884.30)
7. 収益分配金額		( 1915661)	( 0.00)	( 0.00)	( 12416932)	( 0.00)	( 0.00)	( 1099558)	( 0.00)	( 0.00)	( 15432151)
8. 収益分配後の損益金額		( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
9. 分配準備積立金積立額		( 1915661)	( -53877012)	( 50111493)	( 12416932)	( 0)	( 0)	( 1099558)	( 0)	( 174510150)	( 186176782)
10. 損失金補てん額		( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
11. 次期繰越額		( 0.00)	( 0)	( 2,871.55)	( 711.53)	( 0)	( 109.78)	( 63.01)	( -3,087.33)	( 10,000.00)	( 10,668.54)
		( 0)	( 0)	( 50111493)	( 12416932)	( 0)	( 1915661)	( 1099558)	( -53877012)	( 174510150)	( 186176782)

分配金総額 0 円

残存口数 174,510,150 口

10,000口当り分配金額 0円00銭 (普通 0円00銭・特別 0円00銭) 10,000口当り手取金額分離 総合 0円 銭  
0円 銭

支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)

## ING・トルコ株式ファンド Q&A集

Q1. なぜ繰上償還するのか教えてください。

A1. 「ING・トルコ株式ファンド(以下、当ファンド)」は、2011年9月8日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、当ファンドの受益権の口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第49条第1項)に定める10億口を下回っており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難になりつつあります。2013年9月17日現在の受益権口数は約1億7千1百万口となっており、これまでの受益権口数の推移等を鑑みると、今後受益権口数の大幅な増加を期待することは難しく、引き続き一部解約が見込まれることから、弊社といたしましては当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者様にとって有利であるとの判断をいたしました。

Q2. 新規設定時から当ファンドの受益権口数が10億口を下回っていたと思いますが、なぜ今、繰上償還するのですか。

A2. 当ファンドは、元本337,012,756円(口)で運用を開始いたしました。トルコ株式市場の上昇を受けて解約が続き、その後は2億口前後での推移が続きました。今後の運用元本の回復が見込み難い状況にあるなか、ファンドの運用残高が更に小さくなると、本来の商品性に沿った運用の継続に困難が生じやすく、また、ファンドのコスト負担が相対的に高くなることで安定的なリターンの獲得も難しくなるため、慎重な判断の結果、繰上償還の手続きを選択させて頂きました。

Q3. なぜ、償還までの間、トルコ株式市場に連動することを目的としたポートフォリオに変更するのですか。

A3. 償還が決定された場合、一定の解約が見込まれ、個別銘柄による十分に分散されたポートフォリオの構築が困難になることが予想されます。実際の償還日までの期間については、トルコ株式市場に連動する株式先物やETF(上場投資信託)への投資を行う方が、個別株投資を行う運用と比較してコスト面で有利な上、特定の個別株による変動リスクを抑え、トルコ株式市場全体の値上がり(値下がり)を享受でき、受益者様の利益に資するとの判断に基づき変更いたします。これに伴い、当ファンドの信託報酬率につきましては、年率1.155%(従来は年率1.89%)に引下げさせて頂きます。

Q4. 今後のスケジュールについて教えてください。

A4. 繰上償還手続きは以下の日程で進めてまいります。

### 繰上償還手続きの日程

①受益者様の確定日	2013年10月7日(月)
②書面による議決権の行使期間	2013年10月15日(火)から10月31日(木)まで
③書面による決議の日	2013年11月5日(火)
④反対受益者様の買取請求期間	2013年11月8日(金)から11月29日(金)まで
⑤信託終了(繰上償還)予定日	2014年1月31日(金)

ファンドの繰上償還を行うには受益者様の同意が必要となります。繰上償還手続きは投資信託約款の規定に従って書面決議により行われ、受益者様の半数以上であって、当該受益者様の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。

Q5. 受益者は具体的にどの様な手続きが必要なのですか。

A5. 当ファンドの受益者の皆様には、同封の「議決権行使書面」に信託終了(繰上償還)に対する賛否のご意向等をご記載いただいたうえ、2013年10月31日(木)までに、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。ただし、議決権行使書面を送付いただかない場合は、賛成いただいたものとさせていただきますので、当ファンドの信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合は、議決権行使書面をご送付いただく必要はございません。

Q6. 書面決議により、繰上償還(信託の終了)が否決された場合は、どうなりますか。

A6. 本決議が否決された場合、繰上償還は致しません。当ファンドは運用を継続いたしますが、運用残高が著しく小さくなった場合などには、個別銘柄による十分に分散されたポートフォリオの構築が困難になることが予想されます。

Q7. 各種手続き中も当ファンドの換金の申込はできますか。

A7. 書面による議決権の行使期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、ご解約のお申込みができます。

Q8. 当ファンドの換金の申込はいつまでできますか。

A8. 2014年1月24日(金)までは、通常通り、ご解約のお申込みができます。

Q9. 買取請求と通常の解約請求の違いはなんですか。

A9. 反対受益者様の受益権買取請求は、本決議において議決権行使書面にて反対された受益者様が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものです。この買取請求の場合には、受託銀行より買取代金をお支払する際に、振込手数料が差し引かれます。また、諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

① 買取請求による解約代金の受取りの場合、送金手数料および郵送費用をご負担頂くことになります。

送金手数料: 840円(送金金額3万円以上の場合、税込み)

630円(送金金額3万円未満の場合、税込み)

郵送費用: 380円(郵送費用80円、簡易書留手数料300円)

② 通常の解約請求の場合、解約受付日の午後3時までにお申し込みの場合、翌営業日の解約価額が適用されます。買取請求の場合は、販売会社を通じて、受託銀行が買取を受け付けますので、適用される価額が翌々営業日となる場合があります。

③ 買取請求にかかる収益は、受益者様ご自身での確定申告が必要となります。(源泉徴収は行いません。)

## 議決権行使書面

2013年10月 日

アイエヌジー投信株式会社行

ING・トルコ株式ファンドの信託終了(繰上償還)について下記のとおり回答します。

賛	否
---	---

※賛、否いずれかに○印を付してください。賛否の表示がない場合は「賛」の表示があったものといたします。また、賛、否いずれにも○印を付された場合は無効といたします。

郵便番号・住所:

氏名:

電話番号(日中連絡先):

2013年10月7日現在のING・トルコ株式ファンドの保有口数:

取扱販売会社名、取引支店名、口座番号:

※当議決権行使書面は2013年10月31日必着にて下記宛先までお送りください。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は、賛成いただいたものとさせていただきます。

※ご記入いただいた情報は当書面決議以外の目的には利用いたしません。

<宛先> 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 21 階

アイエヌジー投信株式会社 プロダクト・マネジメント部

<お問い合わせ先> 電話番号:03-5210-0653(9:00~17:00 土、日、祝祭日除く)